

大津町子育て応援団事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大津町が、子育て家庭が安心して外出し、町全体で子育てを支え合う環境を整備することを目的とする、おおづ子育て応援団事業(以下「子育て応援団事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 子育て応援団事業は、町内の店舗、事業所等のうち、次条に規定する要件を満たし、かつ、第6条第2項の規定による登録決定の通知を受けた施設(以下「子育て応援団登録施設」)において実施する。

(登録要件)

第3条 子育て応援団登録施設は、次に掲げる要件のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 大津町内に店舗、事業所等を有すること。
- (2) 次に掲げる要件のうち2単位以上を無料で利用又は提供することができること。また、同サービスを1年以上継続して行うことができる見込みがあること。
 - ア こども対応のトイレ又はおむつ替えのための場所を確保できること。
 - イ 他人の目に触れずに授乳できる場所を確保できること。
 - ウ ミルク用のお湯を提供できること。
 - エ アレルギー対応のメニューがあること。
 - オ こども連れで利用できる個室又は座敷があること。
 - カ ベビーカーや車椅子での乗り入れが可能であること。
 - キ こども向けのメニューや用品があること。
 - ク キッズスペース(遊び場)があること。
 - ケ こども用椅子及びこども用食器があること。
 - コ 幼児の一時預かりを行っていること。

サ 子育て家庭、こどもを対象とした割引、粗品プレゼント等の経済的なサービスがあること。

(2) 次に掲げるすべての要件を満たすこと。

ア 第6条に掲げる暴力団(員)でないこと。また、暴力団等の関係者でないこと。

イ 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。

(子育て応援団登録施設の活動)

第4条 サービスの種類及び対象とする子育て家庭のこどもの年齢は、子育て応援団登録施設が定めることができるものとする。

(暴力団等の排除)

第5条 大津町暴力団排除条例(平成23年条例第16号)第6条に基づき、子育て応援団登録施設が次の各号の一に該当するときは、子育て応援団になることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団若しくは法第2条第6号に規定する暴力団員と、密接な関係を有する団体等

ア 暴力団員が事業主又は役員となっている団体等

イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している団体等

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体等

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している団体等

オ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している団体等

カ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している団体等

2 町は、登録申請者が前項の規定に該当する者であるかを必要に応じ警察本部に照会し、確認するものとする。

(登録の申請)

第6条 おおづ子育て応援団への登録を希望する者は、おおづ子育て

応援団登録申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、申請内容を審査のうえ登録の可否を決定し、その旨を当該申請に係る申請者に対しておおづ子育て応援団登録決定（却下）通知書（様式第2号）により通知する。

3 大津町は、前項により登録を決定した場合は、子育て応援団登録施設を町ホームページ等において紹介し、登録施設を広く町民に周知するよう努める。

（登録内容の変更及び廃止）

第7条 登録内容を変更し、又は廃止する場合は、おおづ子育て応援団登録変更（廃止）届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第8条 町長は、子育て応援団登録施設が第3条の要件を満たさなくなったとき、又は本事業の趣旨に反する行為があると認めるときは、登録を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消した時は、その旨を当該施設に対し、おおづ子育て応援団登録取消通知書（様式第4号）により通知する。

（認定ステッカーの交付）

第9条 町長は、第6条第2項の規定により登録を決定した場合は、子育て応援団登録施設に対し、1施設につき1枚の認定ステッカーを交付する。

2 おおづ子育て応援団の認定ステッカー及びその仕様は、別記のとおりとする。

3 子育て応援団登録施設は、交付された認定ステッカーを利用者の見やすい場所に表示するものとする。

4 町長は、応援団登録施設から第1項の規定により交付した認定ステッカーの破損又は汚損等により再交付の申し出があった場合は、再交付することができる。

5 子育て応援団登録施設は、第7条又は第8条の規定により登録の廃止又は登録の取り消しとなった場合は、速やかに認定ステッカー

の表示を中止するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 3 0 日から施行する。